

受付

## 被災住宅用地に対する特例適用申告書

年 月 日

函館市長様

申請者 住所

(納税義務者) 氏名

(電話 - - )

個人番号または 法人番号																				
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(右詰でご記入ください。)

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されている下記土地について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により住宅に被害を受け住宅用地として使用することができないので、被害を受けた住宅用地（以下「被災住宅用地」という。）について、引き続き特例の適用を受けたく函館市税条例附則第8条の5第1項の規定により申告します。

平成23年1月1日の状況			
被害を受けた住宅の所在	函館市	被災住宅の所有者	
家屋番号		構造	- -
建築年棟番	年 -	床面積	m <sup>2</sup>
被災住宅用地の所在・面積	函館市 町 番号		m <sup>2</sup>
	函館市 町 番号		m <sup>2</sup>
	函館市 町 番号		m <sup>2</sup>
	函館市 町 番号		m <sup>2</sup>
	函館市 町 番号		m <sup>2</sup>
平成23年1月1日の被災住宅用地の所有者		平成23年1月1日の被災住宅用地所有者との関係	
平成24年1月1日までに住宅を建築できない理由			

(注) 申告書は、平成24年1月1日現在で住宅が建っていない土地（住宅以外の家屋や構築物の敷地になっている土地を除きます。）について、同年1月31日までに提出してください。

また、申告した内容に変更が生じた場合（建物を新築した場合等）は、速やかにその旨を申告してください。

## 被災住宅用地に対する特例適用申告書について

被災住宅用地に対しては、平成24年度から令和8年度までの各年度に係る賦課期日（各年1月1日）に住宅用地として使用することができないと市長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置が適用されます。